平成２１年（フ）第７４号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田2157番地
債務者　福田　好孝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
熊本県山鹿市中232番地３
債務者　鬼塚　敏幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１２０１号
東京都武蔵村山市中央３丁目83番地の１吉野マンション202号
債務者　野﨑　正治
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５７２号
横浜市鶴見区下末吉１丁目23番12号
債務者　岩上まさみ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０３号
神奈川県座間市相武台１丁目50番地の２　渋川荘103号
債務者　藤木　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５２号
熊本県上天草市姫戸町姫浦5432番地13
債務者　岡本　照光
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５４号
熊本県上天草市松島町合津6973番地17
債務者　石川真由美（旧姓馬渡）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１３８号
岡山県津山市小田中1619番地３
債務者　高瀬　　香
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１５８号
栃木県栃木市城内町１丁目８番10号　アシュレ栃木城内102
債務者　中島　　守
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８７号
栃木県小山市大字喜沢288番地９
債務者　船橋　直人
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１９４０７号
神奈川県横浜市瀬谷区宮沢２丁目28―12
債務者　根本　孝司
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１２号
東京都江戸川区西小岩５丁目14―３―201
債務者　保科　　保
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４８号
東京都国分寺市南町２丁目１番43号林川コーポラス201号、住民票上の住所新潟県新発田市緑町１丁目11番18号
債務者　髙山　　蘭
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０６６号
東京都中野区新井４丁目17番４―303号
債務者　武田　洋志
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８１号
東京都世田谷区赤堤１丁目３番23号母子生活支援施設ＫＡＷＡＤＡ
債務者　露木　智美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部